

起債について

左記のとおり起債するものとする。

起

一 起債金額

金貳千万円也

一 起債目的

大衆休養施設整備事業費に充当するため。

一 利率

年利割以内

一 借入先

大蔵省資金運用部

一 借入時期

昭和参拾八年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法

借入先の貸付条件による。

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し

一償還財源

若しくは低利債に借換えることができる。

一施設利用収入

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和卅八年拾壹月卅日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

